

科学技術政策研究所における研究に関する評価のための実施要領

10科政研企第2号
平成10年1月16日
一部改正 14科政研企第28号
平成14年3月25日

1. 評価の必要性及び重要性

研究所の評価は、それによって研究所の活動の適切さを判断し、その結果を十二分に活かして、効率化・活性化等を図り、より優れた成果を上げていくために必要である。即ち、評価は、優れているものはさらに伸ばし、より良い研究を目指すとともに、問題点があればこれを指摘し、所要の改善を図ることを目的として行われる重要な活動である。こうした評価は、本来研究活動と一体不可分のものとして、これを適切、かつ厳正に実施することが必要である。

このような認識のもとに、科学技術政策研究所（以下「研究所」という）の職員は、評価に自発的に協力するとともに、評価の結果を積極的に調査研究活動に活かしていくことが肝要である。

なお、これら評価の実施にあたっては、研究所の「中期計画」を踏まえ、研究所の基本的な使命・役割が俯瞰的・長期的見地から科学技術政策研究を推進し、調査研究成果の行政関係者への提供等を通じ、国の科学技術政策の企画・立案を先導することである点を十分に考慮し、適切な評価の枠組み及び手法を導入するものとする。

2. 本実施要領策定の目的

本実施要領策定は、研究所の調査研究について、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月28日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）及び現在策定手続中の「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に沿った厳正な評価を実施するため、具体的な評価の実施方法を定めることを目的とする。なお、後者の指針については、策定された指針の内容を踏まえ、要すれば本要領の見直し、改定を行う。

3. 調査研究課題の評価

(1) 評価の対象

研究所で行われる全ての調査研究課題を、評価の対象とする。

(2) 調査研究課題の分類

研究所で行われる調査研究課題は、その資金規模や性格等から見て、大綱的指針にいう「基盤的資金による課題」に相当するものが多いと考えられるが、場合によっては「重点的資金による課題」に準じて取り扱うことが適当な課題

もあるものと考えられる。これらの分類やそれに応じた評価の実施のあり方については、所長が判断するものとする。

(3) 評価の実施

所長は、「基盤的資金による課題」に相当するものと判断した調査研究課題については、別に定める内部評価委員会（所内の代表者を構成員とする。但し、評価対象課題によっては外部専門家を交えたものとする）において原則として事前評価及び事後評価を行う。（研究開発期間の定めがない課題については3年程度を目安として定期的に中間評価を行う。）これら課題の評価に当たっては、大綱的指針を踏まえ、所長の責任において、研究所の目的等に照らし評価及び資源配分への反映のためのルールを別途適切に設定するものとする。

また、所長は、「重点的資金による研究開発」に準じた取扱いとすることが適当と判断した調査研究課題については、原則、外部専門家を交えた評価を行うこととし、評価の際には、委員の半数以上を外部専門家とするなど、適切な措置を講ずるものとする。更に所長は、学会等における对外発表に対する外部からの意見の把握等に努め、内部評価委員会での評価の審議に反映させるものとする。

4．研究者の業績の評価

研究者の業績の評価は、大綱的指針を踏まえ、所長が研究所の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを別途整備し、責任を持って実施する。その際、研究者の有する多様な能力・適性に十分配慮し、多様な評価軸の設定等に留意するものとする。

5．機関の評価

(1) 評価の対象

研究所の機関評価については、大綱的指針を踏まえ、研究所の設置目的や研究目的・目標に則し、機関運営と研究開発の実施・推進の両面から評価を行う。このうち研究開発の実施・推進面の評価については、上記3．の調査研究課題の評価と上記4．の研究者の業績評価との総体で行うこととするが、必ずしも個別に課題ないし研究者の評価を行う必要はないことに留意する。

(2) 評価の実施時期

研究所の機関評価は、原則として3年毎に定期的に実施する。

(3) 機関評価委員会の設置

機関評価は、原則として研究所の外部から選任される、十分な評価能力を有し、かつ、公正な立場で評価を実施できる評価者からなる機関評価委員会において行うものとし、所長は、同委員会の設置及び運営について必要な事項を別に定める。

(4) 評価目的及び評価方法の設定

所長は、評価を行うに当たり、研究所が置かれた諸状況・諸課題等を適切に勘案し、運営全般の中でもより重視すべき評価目的・評価視点を明確化し、併せて関連する評価項目・評価基準・評価手法等の具体的な評価方法を定め、機関評価の実効性があがるように努める。

(5) 評価への国民意見の反映

所長は、調査研究報告書等の利用者に対するアンケート調査、インターネット等を利用した研究所運営全般に対する意見の収集などにより、できる限り国民各般の意見を収集し、評価の審議に反映されるよう努めるものとする。

6．研究所の中期計画を踏まえた評価の実施

上記3、4及び5の評価実施に当たっては、研究所の研究活動が、今後5年間程度の調査研究の活動計画として策定された研究所の「中期計画」に沿って適切に実施されているか否かを重要な視点とする。更に、研究所の機関評価の結果を踏まえ、要すれば「中期計画」の見直し、改訂を行う。

7．評価結果の取り扱い

(1) 評価結果の適切な活用

所長は、評価結果を活用し、調査研究の見直しや適正化等に適切に反映するとともに、機関の運営改善等にも最善の努力を行うものとする。また、所長は、機関評価結果の資源配分等への反映状況について、インターネット等を通じ公表するものとする。

(2) 評価結果等の公開等

所長は、インターネットなどを利用し、機関評価の結果を、評価のために提出された諸資料の情報を含め、大綱的指針の記述に沿ってできる限り国民に分かりやすい形で取りまとめた報告書を公開する。

なおその際、評価に携わった評価者の氏名や、具体的な評価基準・評価過程等の評価方法についても、併せて公開するものとする。

8．評価の実施体制の整備等

所長は、評価活動全体が円滑に実施されるよう、研究所における評価の実施体制の整備・充実に努めるとともに、評価に伴う研究者等への作業負担が過重なものとなり、調査研究活動に支障が生ずることのないよう、十分な注意を払うものとする。

9．事前の自己点検の実施等

所長は、あらかじめ研究所の研究活動について十分な自己点検を行い、適切な関係資料を整理するとともに、それらが評価において有効に活用されるよう配慮するものとする。

10．その他

その他この実施要領に関し必要となる事項については、所長がこれを定める。